

重度心身障害者医療費助成所得制限限度額表
(特別児童扶養手当所得制限準用)

【本人】(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条の額) (単位：千円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得額	4,596	4,976	5,356	5,736	6,116	6,496

1 本表の「扶養親族等」は以下の者である。

- ① 本人の所得税法に規定する同一生計者配偶者及び扶養親族
- ② ①に該当しない児童扶養手当法第3条第1項に規定する者で本人が前年の12月31日において生計を維持したもの

2 本表の所得額に次の額を加算した額とする。

- (1) 同一生計配偶者(七十歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき10万円
- (2) 特定扶養親族等1人につき25万円

○扶養数3人(うち老人扶養親族1人)の場合は、5,836千円

○扶養数2人(うち老人扶養親族1人、特定扶養親族1人)の場合は、5,706千円

※「特定扶養親族等」とは、「特定扶養親族」又は「控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)」をいう。「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人、「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうちその年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。

【配偶者、扶養義務者】(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第7条の額) (単位：千円)

所得額	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	右のうち老人扶養親族の数						
所得額	0人	6,287	6,536	6,749	6,962	7,175	7,388
	1人		6,536	6,809	7,022	7,235	7,448
	2人			6,809	7,082	7,295	7,508
	3人				7,082	7,355	7,568
	4人					7,355	7,628
	5人						7,628

1 本表の「扶養親族等」とは、配偶者又は扶養義務者の所得税法に規定する同一生計者配偶者及び扶養親族をいう。

(注) 上の二表で審査する所得は次の1の所得から2の各控除額を差し引いた額である。

- 1 所得審査の対象となる所得は、「福祉医療関係通知集」77ページのとおり
- 2 各控除額は次のとおり(控除の条件あり)
 - ・社会保険料相当分 8万円
 - ・障害者控除 27万円
 - ・特別障害者控除 40万円

【次頁に続く】

- ・寡婦（寡夫）控除 27万円（未婚のひとり親のみなし適用あり。）
- ・寡婦控除の特例 35万円（同上）
- ・勤労学生控除 27万円
- ・雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除及び公共用地取得に伴う土地代金等の特別控除は相当額